



平成27年5月11日

各 位

会 社 名 株式会社アルファシステムズ  
代表者名 代表取締役社長 黒田 憲一  
(コード番号 4719 東証第一部)  
問合せ先 専務取締役  
経営企画本部本部長 高田 諭志  
(TEL 044 - 733 - 4111)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第43期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第31条(取締役の責任免除)及び第42条(監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。

なお、第31条(取締役の責任免除)の規定の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(変更箇所は下線の部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 取締役の責任免除 ) 第31条 ( 条文省略 )</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p>( 取締役の責任免除 ) 第31条 ( 現行どおり )</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p>
<p>( 監査役の責任免除 ) 第42条 ( 条文省略 )</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p>( 監査役の責任免除 ) 第42条 ( 現行どおり )</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月26日（金）
定款変更の効力発生日	平成27年6月26日（金）

以上